

くための大事なことを、その時その場で伝え続ける大人でありたいと思っている。

- ◆卒所式の時、「お兄さんがいたから安心して学童保育に帰って来れました」（子ども）と言われ、保護者からも感謝されたことが大きな支えになった。子どもの人数が増えていたので、分割することになった。それまで一人ひとりの声にちゃんと耳を傾けられていなかったことを反省した。子ども一人ひとりに（学童保育）を「居場所」として実感できるように捉えてほしいと思っている。そのためには、子どもとの信頼関係をしっかりとつくれるようにして、指導員が子どもと一緒に成長することが必要だと思う。

[その他（17件）]

- ◆学童保育の移転を機に、地域の人たちに学童保育を知って理解してもらう取り組みを、子ども・保護者と一緒に始めた。そのことが力になって、子どもの人数が多くなったときに、運営委員会が「2つに分けましょう」と、新たに学童保育をつくってくれた。
- ◆専任指導員になった。当初は「全体を把握すること・安全」などばかりを重視しすぎて子どもたちと遊ばず、なにか忘れ物をしたような気持ちになり、仕事の責任の重さを痛感した。
- ◆学童保育の二度の引っ越しを経験した。子どもたちの協力、保護者のパワー、学校と市の担当課もあって、無事に引っ越せたことが心に残っている。
- ◆保護者の思いに地域の方の後押しや学校の協力があって、大規模化したクラブの分割が実現した。6年生の子どもがつぶやいた「クラブにくるとなんだか元気になるよ」の言葉に、子ども自身が周りの子どもの元気な姿を見ながら学校での緊張からの気持ちを持ち直すことができていると思えた。
- ◆正規の指導員として（大規模からの分割にかかわって）保護者と話しあったり、行政と交渉したりした。子どもたちにとって、よい環境をつくることの必要を感じている。
- ◆失業・経済状態の悪化で、学童保育を休所・退所するという相談が増えた。保護者のことを知り、同じ目線に立って支援する必要を感じる。
- ◆何年かを一緒に過ごすことで、子どもたちの大きく成長していく姿を感じられた。初めて異動（他の施設への転任）を経験して、初心にかえって、子ども・保護者とかかわることで、これまでの経験をふり返ることができた。
- ◆先輩が辞め、後から来た指導員も次々とやめた。子どもの人数も少なくなった。保護者が団結して施設の改善に取り組んで、子どもの数も増え、再スタートすることができた。
- ◆異動したクラブが、市民施設のなかの間借りで、他の利用者から苦情があったり、午後の準備が大変だったりした。子どもたちにクラブでの生活が習慣付かないこと、自分中心の子どもが多いことに苦慮している。市に学童保育支援センターができ、学童保育の運営内容や夏休みの過ごし方などをサポートしてもらえるようになった。

- ◆70名を超えて、子どものケンカや物の破損・紛失が増え、指導員も大声をあげることが増えた。分割してから子どもも指導員も大声をあげることが減り、一人ひとりの心の距離感がグッと縮まったと思う。
- ◆運営は厳しかったが、指導員と保護者はまとまることができ、家族のように努力できた。次第に、入所児童も増えた。児童数が100名を超え、子ども一人ひとりの気持ちがわからなくなってしまった。指導員と保護者で努力して分割した。新人の頃から、今まで、一貫して保護者の方からの言葉を糧として保育に取り組んできている。
- ◆70人を超す人数になって、指導員が一人ひとりをしっかりともみれず、中途退所する子どもも増えた。環境を改善しようと保護者と取り組んで分離できた。子どもに落ち着きが戻った。自分が仕事を続けることについて家庭（夫、子ども、祖母）の協力が支えになっている。
- ◆二度、大規模になって分割を経験した。トラブルや子どもの体調不良（メンタル面から起こる腹痛、頭痛——室内の子どもの数が減ると治る）があった。大規模は子どものためによくないと思う。
- ◆保護者、先輩指導員の積極性に学ぶことが多かった。「おやつづくり」と「おやつの時間を楽しく」は経験がなく、失敗もあったが、大切にしたいことだと思う。子どもたちの声に元気をもらった。
- ◆施設環境が悪く、子どもをのびのび過ごさせてあげられない。事業の改善には、地域や市の協力が必要だと思う。
- ◆運営を保護者・指導員の協力で一つひとつ検討してつくる、つくり直すことに関わって学んだ。子ども時代は、両親共働きで、学童保育がなく、「鍵っ子」で、寂しい思いをした。その頃に学童保育があったらよかったなあと思う。
- ◆近隣の学童保育で交流と運営の協力をしながら内容をつくっていった（楽しかった）。狭い空間で子どもの人数が増え（40人）子どもも落ち着かなくなった時に、保護者だけでなく、学校・行政担当者も協力してくれ、保育の内容や環境の改善に取り組んでくれたことがうれしかった。

④ 自己研鑽に役立った研修などの機会（まとめて項目のみを記述した）

- ◆市（自治体主催）の研修会とその際の指導員間の交流
- ◆地域の指導員組織の自主研修と交流
- ◆保護者・指導員協働の研修会（地域及び全国の学童保育連絡協議会等）
- ◆運営主体内の施設長会議や（複数の放課後児童クラブの）職員研修
- ◆職場内のミーティングやカンファレンス（事例検討等）
- ◆同僚間の協力（新しく務めた同僚と、子ども・保護者のことをたくさん話し合う中で一緒に仕事を続けることができている。など）
- ◆先輩指導員のアドバイス（親身になって話を聞いてくれた。アドバイスをしてくれた。）

等)

- ◆子どもの発達理解、子育て支援講座、工作、読み聞かせ、自然観察、遊びの実技など放課後児童クラブ以外のところで取り組まれているあらゆる学習機会（自分で学べるものを探して出かけて行った。など）
- ◆保護者からのアドバイス、応援（保護者から「学んできなさい」といろいろな研修を紹介された。自分が子どもと信頼関係が結べるようになるまで保護者が見守って応援してくれていた。等）
- ◆OBの子どもたちとの会話、交流（気づかされることがいろいろあった。等）

【参考】放課後児童指導員を辞めたいと思ったこと、放課後児童指導員を辞めていくことについての記述。（項目外、再録）

- ◆ケンカやトラブル、無断でクラブを抜ける子どもが続いて、疲れ、「もうやめたい」と思ったとき、子どもに「なんで昨日は休んだ？」「絆創膏貼ってやろうか」などの何気ない言葉に元気をもらって続けられた。
- ◆最初、子ども（男の子）たちから「いつやめるん？」「（指導員として）みとめてないからな」と言われた（そのクラブの指導員が定着していなかった）。子どもの気持ちに気づかず、子どもの心を傷つけてしまうこともあって、自信をなくしていった。
- ◆3月から仕事に入った途端、それまでいた指導員が全員やめることがわかった。覚悟を決めて、4月に臨んだ。
- ◆あまり予備知識のないまま働きはじめた。子どものかかわりがこれほどむずかしいものとは想像していなかった。最初は何度もやめたいと思った。
- ◆勤め始めたころ、指導員が次々とかわって、職員体制も整わず、辞めていく子どもがたぐさんいた。当初は、父母会運営と言うこと自体を理解するのが難しかった。
- ◆保護者から、子どもへの対応が厳しすぎると苦情が。上司に、「苦情の声は宝だよ」と言われ、同僚先輩が私の話を夜遅くまで聞いてくれ、「やめたい」という気持ちを克服できた。
- ◆専任になった時の責任の重さから、一度退職したが、再度誘われて仕事を続けた。
- ◆先輩が辞め、後から来た指導員も次々とやめた。子どもの人数も少なくなった。保護者が団結して施設の改善に取り組んで、子どもの数も増え、再スタートすることができた。
- ◆同僚も次々にやめることが続いたとき、子どもたちの不安そうな目を見て、「この子たちのそばに居続けることが必要なのではないか」と思った。

【資料5】「児童の遊びを指導する者」の規定の改正経過

昭和23年 12月29日 最低基準 制定時	第61条	第1項	児童厚生施設には児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	
		第2項	児童厚生員は、左の各号の一に該当する者でなければならない。 一 寮母の資格（第44条）を有する者 二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、都道府県知事が適当と認定した者	
（昭和23年～平成6年を省略）				
平成7年 2月23日 厚生省令 第5号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	
		第2項	児童厚生員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 一 母子指導員の資格を有する者 二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの	1号、寮母から母子指導員へ名称変更
平成10年 4月9日 厚生省令 第51号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	児童の遊びを指導する者に名称変更
		第2項	児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 母子指導員の資格を有する者 二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、	2号資格、「児童厚生事業に関する特別の学識

			高等学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの	経験」の内容の明確化。都道府県知事の認定から児童厚生施設の設置者の認定へ変更。
平成 12 年 8 月 11 日 厚生省令 第 112 号 改正	第 38 条	第 1 項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第 2 項	児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者 でなければならない。 一 母子指導員の資格を有する者 二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの	2号資格、中等教育学校の教諭を追加
平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働 省令第 38 号改正	第 38 条	第 1 項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	

		第2項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者 でなければならない。</p> <p>一 母子指導員の資格を有する者</p> <p>二 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者若しくは同法の規定による大学において、当該学科若しくは当該課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認定したもの</p>	2号資格、大学院への飛び級入学の資格者を追加
平成17年4月1日厚生労働省令第84号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第2項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者 でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文</p>	1号新設 2号母子指導員から保育士へ変更 3号新設 5号ハ（大学院卒）、 二（外国の大学卒）を新設

			<p>部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
平成18年 3月31日 厚生労働 省令第89 号改正	第38条	第1項	児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければならない。	
		第2項	児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	5号認定 機関に児 童相談所

		<p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 56 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 67 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>設置市の市長を新設</p>
--	--	--	------------------

			<p>二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
平成 23 年 6 月 17 日 厚生労働 省令第 71 号改正	第 38 条	第 1 項	<p>児童厚生施設には児童の遊びを指導する者を置かなければなら ない。</p>	
		第 2 項	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 保育士の資格を有する者</p> <p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め</p>	<p>3 号新設 (社会福 祉士)</p>

		<p>て卒業した者</p> <p>ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
--	--	---	--

【資料6】初任者研修 「放課後児童指導員初任者（勤続1～2年）を対象にした研修（案）」

<p>1 放課後児童クラブの目的と機能・役割 (90分)</p>	<p>・放課後児童クラブの社会的役割と子どもの育成・支援の課題について（「改訂版・ガイドライン」のI 総則的事項） ・法律、省令（参酌事項）の解説</p>
<p>2 子どもの発達理解と育成・支援 ①子どもの発達理解1（発達理解の基礎）（90分） ②子どもの発達理解2（児童期の発達）…（90分） ③子どもの発達理解3（障害理解）…（90分） ④子どもの発達理解4（発達障害理解）…（90分） ④放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援 ……………（90分）</p>	<p>①子どもの発達についての基礎知識と学習教材の紹介 ②児童期の発達についての基礎知識と学習教材の紹介 ③④障害一般及び発達障害についての基礎知識と学習教材の紹介 ・「改訂版・ガイドライン」の「7障害時の受け入れについて」 ④『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」5放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援」の内容解説</p>
<p>3 子どもと遊び ①「子どもの遊び」の理解と遊び支援のあり方 ……………（90分） ②遊び支援の実際……………（90分）</p>	<p>①遊びの本質、今日の子どもの遊びの状況、幼児期後半から児童期にかけての遊び、子どもの遊びへの大人のかかわり方等 ②放課後児童クラブでの遊びと遊び支援の実際を発表、交流。講師からの遊び支援の在り方について助言 （注）②は、市区町村の既存の独自研修で代替え可能</p>
<p>4 保護者との連携・保護者支援のあり方 ①今日の家庭と子どもの養育……………（90分） ②子どもの社会的養護（虐待の早期発見・対応、養育困難な家庭への支援）……………（90分） ③保護者との連携・支援……………（90分）</p>	<p>①子どもの発達を支える家庭の役割、家庭の養育に関する今日の状況など、事業目的を理解するための基礎知識 ②『「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の10 児童虐待等への対応」に照応 ③『「改訂版・ガイドライン」の8 保護者への支援・連携」に対応</p>

<p>5 子どもの安全</p> <p>①今日の社会と子どもの安全 …………… (90分)</p> <p>②放課後児童クラブにおける子どもの安全 …………… (90分)</p> <p>③救急・緊急対応時の実習…………… (90分)</p>	<p>①子どもの安全を考えるための基礎知識全般。</p> <p>②『『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』の1 総則的事項 (8)、11 安全対策・緊急時対応』に照応</p> <p>③応急処置、救急機器の使用法、緊急事態発生時の想定訓練など講義と実習。市区町村の既存の独自研修で代替</p>
<p>6 放課後児童指導員について</p> <p>①放課後児童指導員の仕事内容 …………… (90分)</p> <p>②放課後児童指導員の社会的責任と倫理 (90分)</p> <p>③放課後児童クラブの職場運営 …………… (90分)</p>	<p>①『『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』の6 放課後児童指導員の役割と職務』に対応</p> <p>②『『改訂版・放課後児童クラブガイドライン』の1 (7) 及び6 放課後児童指導員の役割と職務 (2)』に対応</p> <p>③職場運営に必要な知識と放課後児童指導員のチームワークなど。実情に合わせて市区町村の既存の独自研修可能</p>

- 初任者研修として必要な科目は以下の5科目とした。「放課後児童クラブの目的と機能・役割 (1)」「子どもの発達理解と育成・支援 (5)」「子どもと遊び (2)」「保護者との連携・保護者支援のあり方 (3)」「子どもの安全 (3)」「放課後児童指導員について (3)」(カッコ内は課目数)
- すべての科目(課目)を1年間で企画し、放課後児童指導員が2年以内に受講できるようにする。
- 受講生が就業中の者であることを考慮して、講義の際の質疑の時間や研修時の交流の確保を工夫する。
- 補助的業務に従事する職員(障害時支援のための加配職員、短時間の補助的業務のための非常勤職員など)も課目を選んで受講できるように配慮する。
- 研修科目の内容と課目ごとのシラバスを作成するなどして、研修の質と講師スタッフの確保を図る。
- 運営主体は、受講者の研修受講記録の作成と職場報告を行い、放課後児童指導員が学習内容を共有できるようにする。

(以上)

引用・参考文献（第3年度）

- ・「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」座長 栢女靈峰、主任研究者 野中賢治、財団法人こども未来財団、2013年3月
- ・日本学術会議 日本の展望委員会 知の創造分科会「提言 21世紀の教養と教養教育」2010年4月
- ・中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」（答申）、2004年2月
- ・中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）、2008年12月
- ・岩田文『大学と教養教育—戦後日本における模索』岩波書店、2013年
- ・寺脇隆夫編集・解説『続児童福祉法成立資料集成』株式会社ドメス出版、1996年
- ・厚生労働省児童家庭局「児童福祉30年の歩み」1978年
- ・厚生労働省児童家庭局育成課編『児童健全育成ハンドブック』財団法人日本児童福祉協会
- ・小川太郎『日本の子ども』新評論、1960年
- ・R・J・ハヴィガースト、荘司雅子監訳『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部、1995年
- ・伊藤隆二、春日 喬、橋口英俊 編『人間の発達と臨床心理学 3 学齢期の臨床心理学』駿河台出版社、1994年
- ・佐々木正美『子どもへのまなざし』福音館書店、2011年
- ・厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・都道府県・市区町村の放課後児童クラブガイドライン等
- ・国民生活センター「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年
- ・国民生活センター「学童保育の安全に関する調査研究」2009年
- ・国民生活センター「学童保育の環境整備に関する調査研究」2010年

謝辞

本調査研究の第1年度から第3年度の間に行った調査・ヒアリングでは、多くの自治体関係者・保護者・放課後児童指導員の方々からご協力をいただきました。

また、研究の過程では、多くの方々からご助言をいただくことができました。

皆様にあらためて御礼申し上げます。

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

1. 論文発表

- ① 安梅勅江、生涯発達をみすえた社会能力の評価と活用に向けて、チャイルド・サイエンス, 6, 10-14, 2011
- ② 田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、18か月児の社会能力に関連する養育環境の特徴、日本保健福祉学会誌、16(1)、11-20、2010
- ③ 渡辺多恵子、田中笑子、富崎悦子、安梅勅江、夜間に及ぶ長時間保育を行っている保育所の支援的役割に関する研究—育児環境の実態から—、小児保健研究、69(2)、329-335、2010
- ④ 望月由紀子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、平野真紀、富崎悦子、田中笑子、渡辺多恵子、恩田陽子、川島悠里、安梅勅江、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究、厚生指標、57(12)、24-30、2010
- ⑤ Anme T, Shinohara R, Sugisawa Y, et.al. Gender differences of children's social competence development from eighteen month to seven-year-old using interaction rating scale (IRS) *Psychology of Gender Differences*, 2012, 59-66
- ⑥ Tanaka E, Tomisaki E, Anme T. et.al. Relationship between early mother-child interaction and children's social competence development at 42 months old : A longitudinal perspective *Japanese Journal of Human Science of Health-Social Services*, 2011, 18(1), 69-76
- ⑦ Akiko Maruyama, Tokie Anme, Eiko Suzuki. Factors related with child developmental outcomes in centre-based care-focusing on maternal stress. *Medicine and Biology*, 2011, 155(8), 495-501
- ⑧ 望月由紀子、篠原亮次、安梅勅江他. 虐待予防に向けた保育園における早期発見・早期支援に関する研究—子どもの虐待とネグレクト—, 2012, 13(2), 284-292
- ⑨ Anme T, Parenting: Challenges, Practices and Cultural Influences from Japanese Cohort Study, In Nadya S Gotsiridze-Columbus, Parenting: Challenges, Practices and Cultural Influences, Nova Science Publishers, 2012
- ⑩ Anme T, et al. Does night care affect development? A five-year follow-up, *Education*, 2(5), 143-147, 2012
- ⑪ Anme T, et al., Health of School-Aged Children in 11+ Hours of Center-Based Care, *Creative Education*, 3(2), 263-268, 2012.
- ⑫ Anme T, et al., Validity and Reliability of the Interaction Rating Scale between Children (IRSC) by Using Motion Capture Analysis of Head Movement, *Public Health Research*, 42(10), 2457-2478, 2012.
- ⑬ Shinohara R, Anme T, Influence of Maternal Praise on Developmental Trajectories of Early Childhood Social Competence, *Creative Education*, 3(4), 533-539, 2012.
- ⑭ Tong L, Anme T, Early Development of Empathy in Toddlers : Effects of Daily Parent-Child Interaction and Home-Rearing Environment, *Journal of Applied Social Psychology*, 42(10), 2457-2478, 2012.

- ⑮ Tanaka E, Anme T, Factors related to Social Competence Development of thirty-month-old; Longitudinal Perspective, Japanese Journal of Human Science of Health-Social Services, 19(1), 21-30, 2012.

2. 学会発表

- ① 安梅勅江、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子他. 子どもの社会能力評価「かかわり指標」の性別年齢別推移と影響要因、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ② 望月由妃子、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、田中笑子、安梅勅江、グループ・インタビュー法を用いた虐待予防事業の評価と今後の課題に関する研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ③ 篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江、42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ④ 杉澤悠圭、篠原亮次、童連、田中笑子、安梅勅江、山川紀子、前田忠彦、山縣然太郎 42 か月児社会能力に影響する育児環境に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑤ Lian Tong, Ryoji Shinohara, Yuka Sugisawa, Emiko Tanaka, Yuko Yato, Noriko, The parenting practices in early childhood and toddlers' developmental problems、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑥ 田中笑子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、42 か月児の社会能力発達に影響する養育行動の特徴に関する追跡研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑦ 富崎悦子、田中笑子、安梅勅江、小学 1 年生の自覚症状に影響する 3 歳時の育児環境に関する研究、第 69 回日本公衆衛生学会、2010.10.27、東京
- ⑧ 望月由妃子、篠原亮次、杉澤悠圭、安梅勅江他、被虐待児の育児環境の特徴と支援に関する研究—虐待の早期発見・早期支援に向けて—、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑨ 相馬あおい、篠原亮次、安梅勅江他、乳幼児を持つ養育者の育児負担感と社会的サポートとの関連、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑩ 徳竹健太郎、篠原亮次、杉澤悠圭、童連、渡辺多恵子、安梅勅江、乳幼児の養育環境の年齢別性別特徴に関する研究、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑪ 田中笑子、篠原亮次、安梅勅江他、乳児期の養育環境が経年的な社会性発達に及ぼす影響の検討—両親のポジティブな育児意識に焦点をあてて—、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑫ 富崎悦子、篠原亮次、安梅勅江他、保護者のストレスおよび長時間保育が小学校 1 年生時のストレスに及ぼす影響に関する追跡研究、第 23 回日本保健福祉学会、2010.10.28、東京
- ⑬ Tokie Anme. Results from various cohort studies in the JST Brain-Science & Education program, International Mind, Brain, and Education, 2011, Sun Diago
- ⑭ 徳竹健太郎、酒井初恵、安梅勅江. 保育園を利用する 3 歳児の特徴 —育児環境の実態から—、日本保育学会第 64 回大会、2011、東京

- ⑮ 望月由妃子, 田中笑子, 安梅勅江他. 虐待に関連する養育者の特徴から虐待への移行を予防する親支援に関する研究, 第 70 回日本公衆衛生学会総会, 2011, 秋田
- ⑯ 篠原亮次, 杉澤悠圭, 安梅勅江他. 幼児期の社会性発達軌跡の評価に関する研究－改訂版就学前児社会スキル尺度の開発－, 第 70 回 日本公衆衛生総会, 2011, 秋田
- ⑰ 望月 由妃子、徳竹健太郎、安梅勅江他. 育児不安および育児環境と虐待との関連-保育園における研究, 第 71 回日本公衆衛生学会総会, 2012, 山口
- ⑱ 松本美佐子、渡辺多恵子、安梅勅江他. 社会性を育む保育専門職の役割に関する研究-フォーカス・グループインタビューを用いて-, 第 71 回 日本公衆衛生総会, 2012, 山口

平成 24 年度
厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに
質の評価に関する基礎的研究（ H22-次世代-一般-009 ）
総括・分担報告書

2013 年 3 月発行

藤 林 慶 子
(東洋大学社会学部社会福祉学科)

〒112-8606
東京都文京区白山 5-28-20
TEL&FAX:03-3945-7713
E-mail: kfuji@toyo.jp
